

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第3号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年瀬戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		支給単位	報酬の額	区分		支給単位	報酬の額
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
(20)	<省略>	<省略>	<省略>	(20)	<省略>	<省略>	<省略>
生活 保護 関係 嘱託 医	<省略>	<省略>	<省略>	生活 保護 関係 嘱託 医	<省略>	<省略>	<省略>
(21)	医師委員	日額	<u>34,200円</u>				
瀬戸 市教 育支 援委 員会 委員	その他委 員	日額	<u>17,100円</u>				
(22)	条例で定め た附属機関の委	<省略>	<省略>	(21)	条例で定 めた附属機関	<省略>	<省略>

員その他の構成 員（前各号の非 常勤の職員を除 く。）			の委員その他 の構成員		
(23) <省略>	<省略>		(22) <省略>	<省略>	
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。